

下水道接続（私道への敷設申請）に関してよくあるお問い合わせ

Q1 どこまで工事してもらえるのですか？

→A . 下水道管を敷設すると同時に、私道と宅地の境界に取付マスを設置します。

宅内の接続工事は皆さまのご負担となります。

Q2 代表者はどんなことをするのですか？

→A . 主に窓口での相談にお越しいただいたり、申請書作成の取りまとめをしていただきます。

特に専門的な知識は必要ありませんので、どなたでも構いません。

Q3 . 費用はかかるのですか？

→A . 下水道管から取付マスまでの工事は全額公費で行います。

ただし、申請の際に提出していただく登記事項証明書等の取得手数料や、契約書を作成する

際のコピー代等は、皆さまのご負担となります。

Q4 1人だけ賛成してくれない人がいるのですが。

Q5 近々自宅を建替える予定です。早く工事してもらえませんか？

→A . 私道への下水道敷設には、関係者全員の同意が必要です。

また、工事の時期は基本的に申請順となりますので、ご希望の時期に間に合わない場合があります。

もしも一部の方のみで、または早期の下水道接続を希望される場合は、その他の助成制度として、共同排水設備設置補助金があります。

共有部分の工事費の一部（標準工事費の3分の2）を補助する制度で、

指定工事店に依頼して工事を行うことができます。